

平成24年度鳥取県営病院事業会計補正予算（経済対策関係）説明資料

1 款 病院事業費用

1 項 医業費用

病院局総務課（内線：7768）

3 目 経 費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	繰入金	その他	
（新）中央病院 機能強化整備基本 構想策定事業	0	債務負担行為 6,000 0	債務負担行為 6,000 0				債務負担行為 （内部留保資金） 6,000 0	知事 査定 中

説 明

1 事業概要

- （1）中央病院本館は築後37年を経過し、施設設備の老朽化が進むとともに狭隘化が顕著で病院機能の向上にも支障が生じる状況にある。（平成23年5月 耐震工事完了）
- （2）この現状から、平成23年度決算審査特別委員会において、早急に検討委員会を立ち上げて建て替えの議論を始めるよう文書指摘されたところ。
- （3）一方、平成23年11月策定の地域医療再生計画における中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担をさらに発展させ、東部医療圏の医療高度化を推進することを目的に、平成25年1月28日に鳥取県知事と日本赤十字社鳥取県支部長との間で「鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定」を締結した。
- （4）これらを踏まえながら、県立中央病院が引き続き東部医療圏の中核として、高度急性期医療を責任を持って提供していくため、外部有識者等から成る検討委員会を早急に立ち上げ、機能面の強化、効率的な施設配置、防災対策など改築に向けた基本構想策定に着手する。

【整備の方向性】

鳥取赤十字病院の改築にあわせて、連携・機能分担を行いながら、中央病院を500床以上の規模に増床するとともに、高度急性期病院として機能強化を図り、早期の完成を目指す。

2 所要経費 6,000千円

- （内訳）・検討委員会開催経費
・施設配置・防災対策等検討委託経費 等

鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と日本赤十字社鳥取県支部（以下「乙」という。）とは、鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担と病々連携の推進を目的として、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲と乙は、次の事項について相互に協力するものとする。

- （1）鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向け、鳥取県地域医療再生計画に掲載された機能分担を基に鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の病々連携を更に発展させること。
- （2）甲は鳥取県東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院（500床以上）として鳥取県立中央病院の機能強化を図ることとし、乙はそのために必要な病床再編等に協力するとともに機能分担に努めること。
- （3）乙は機能分担に応じて鳥取赤十字病院の整備を図るとともに、甲は機能分担、病床再編等に必要範囲で当該整備に対する支援を行うこと。
- （4）その他甲と乙が必要と認めること。

（協議事項）

第2条 相互協力の内容と方法等については、甲と乙で個別に協議するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し疑義が生じたときには甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年1月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取市東町一丁目271番地
日本赤十字社鳥取県支部長 平林 鴻三